

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p> 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の経費として、<u>5,516,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～コ [略]</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,130円</u>以内とする。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合においては、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"><thead><tr><th>季別</th><th>期間</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上の世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯									<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p> 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の経費として、<u>5,610,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～コ [略]</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,140円</u>以内とする。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合においては、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1"><thead><tr><th>季別</th><th>期間</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上の世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯								
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																										
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																										

		帯	帯	帯	帯	帯	
夏季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1 人ごとに7,800円 を52,900円に加算 した額
		18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	
冬季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1 人ごとに11,100円 を80,800円に加算 した額
		30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1 人ごとに2,600円 を18,600円に加算 した額
		[略]	[略]	12,100	14,700	18,600	
冬季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1 人ごとに3,500円 を27,000円に加算 した額
		[略]	12,700	18,000	21,400	27,000	

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以内とする。

(3) [略]

7・8 [略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人210,200円以内、小人168,100円以内とする。

(4) [略]

10・11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

		帯	帯	帯	帯	帯	
夏季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1 人ごとに7,800円 を53,200円に加算 した額
		18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	
冬季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1 人ごとに11,200円 を81,200円に加算 した額
		30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1 人ごとに2,600円 を18,700円に加算 した額
		[略]	[略]	12,200	14,800	18,700	
冬季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1 人ごとに3,500円 を27,100円に加算 した額
		[略]	12,800	18,100	21,500	27,100	

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり584,000円以内とする。

(3) [略]

7・8 [略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人211,300円以内、小人168,900円以内とする。

(4) [略]

10・11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村ごとに障害物の除去を行った世帯の数に<u>135,100円</u>を乗じて得た額以内とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>13・14 [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>14,600円</u>以内</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり <u>16,100円</u>以内</p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>16,200円</u>以内</p> <p>カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>25,700円</u>以内</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村ごとに障害物の除去を行った世帯の数に<u>135,400円</u>を乗じて得た額以内とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>13・14 [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>14,700円</u>以内</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり <u>14,600円</u>以内</p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>16,300円</u>以内</p> <p>カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>26,000円</u>以内</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第2の1(1)エの規定を除く。）は、平成30年4月1日から適用する。